

長与町道路反射鏡（カーブミラー）設置及び維持管理基準

1. はじめに

長与町では、自治会からの要望により、見通しの悪い交差点やカーブ等において道路反射鏡（以下、カーブミラー）を設置しています。

本基準は、安全確認の補助施設としてカーブミラーを設置する場合の基準を定めるものであり、カーブミラーの設置に関する必要事項等を定めることで、適切な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的としています。

2. カーブミラーの特性について

カーブミラーはあくまで安全確認のための補助施設であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則です。また、カーブミラーは、建物や壁等により見通しの悪い交差点やカーブにおいて、直接目視確認が困難な場合に、事故防止を目的として設置するものです。

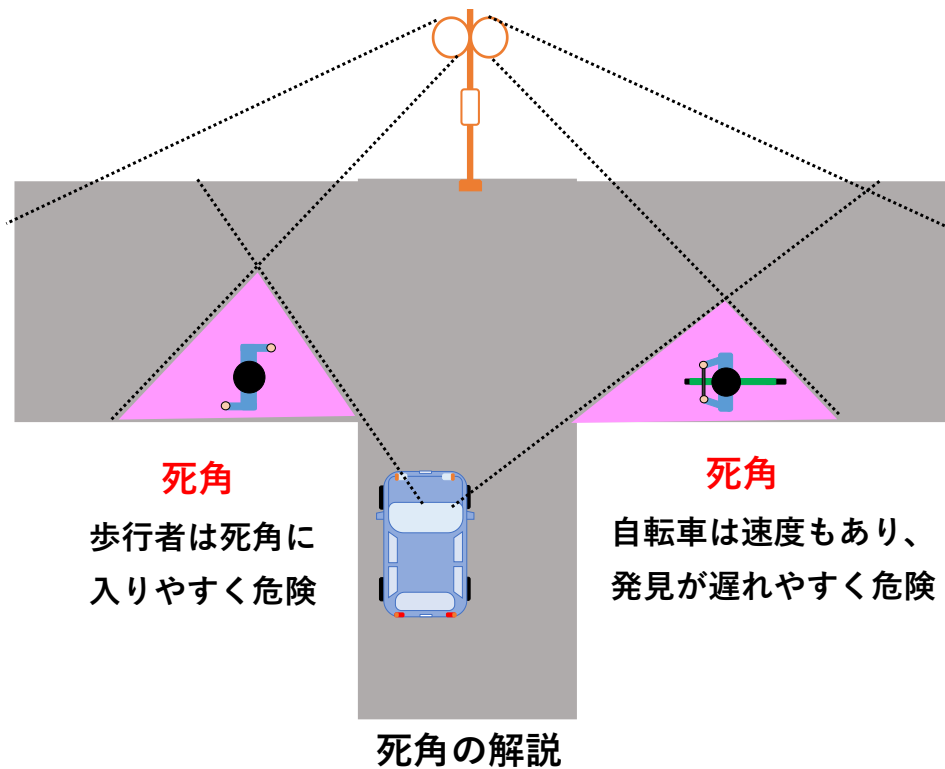
カーブミラーを設置すると以下のようなメリット、デメリットがあります。

【メリット】

- ① 見通しの悪い交差点やカーブにおいて、接近する車を遠方から確認できる。
- ② カーブミラーが設置されていることにより、見通しが悪く危険な交差点であると認識できる。

【デメリット】

- ① カーブミラーへの過信から、ミラーだけを確認して目視による安全確認を怠り、通過速度の上昇や、一時停止違反を招きやすい。
- ② カーブミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感をつかむことが難しい。
- ③ カーブミラーで見えない部分（死角）があるため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ④ カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見えることで、混乱をまねくおそれがある。



3. カーブミラーの設置基準について

カーブミラーには前述のような特性があるため、自治会の要望に応じて現地を調査し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認したうえで設置を検討しています。

また、設置を判断する際は、歩行者等の安全を最優先としており、直接目視が困難な場合でも、通学路や高齢者施設等が付近にある道路には、設置によるデメリットを考慮し、設置を見送る場合があります。

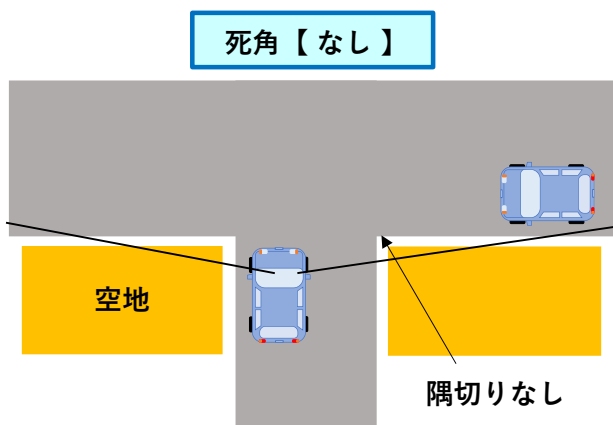
カーブミラーの新規設置に関して、原則として次のような基準により判断しています。

(1) 交差点などにおける一般的な設置の判断基準

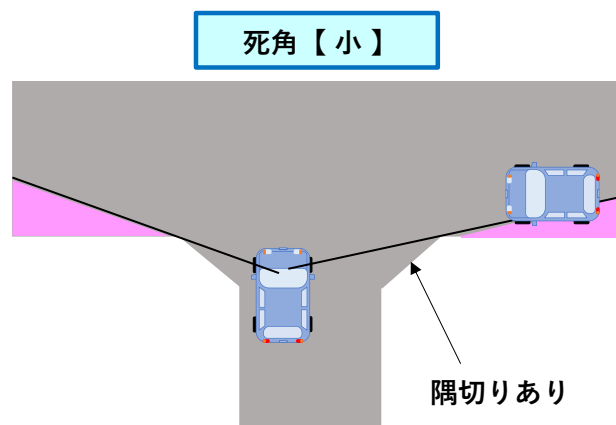
設置できないと判断する場合 (×)

(法令等に定められた通行により、危険の除去ができる)

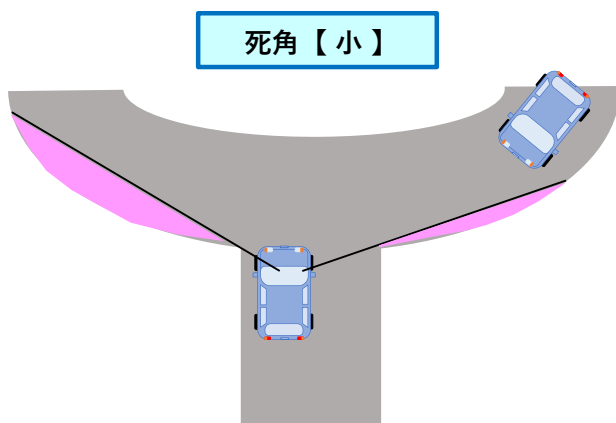
① 空地などの土地利用形態により、見通しが確保されている場合



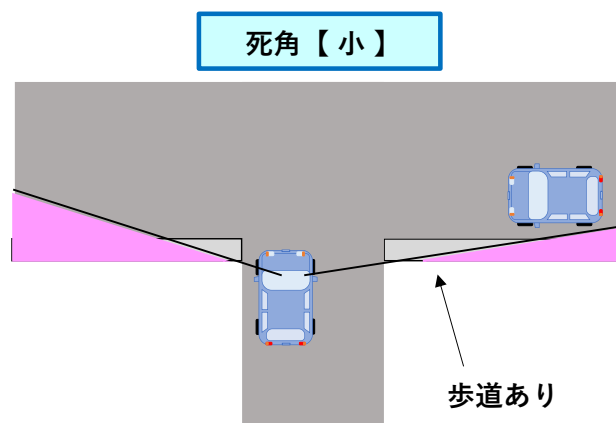
② 隅切りが十分にあり、見通しが確保されている場合



③ 外側へカーブしており、見通しが確保されている場合

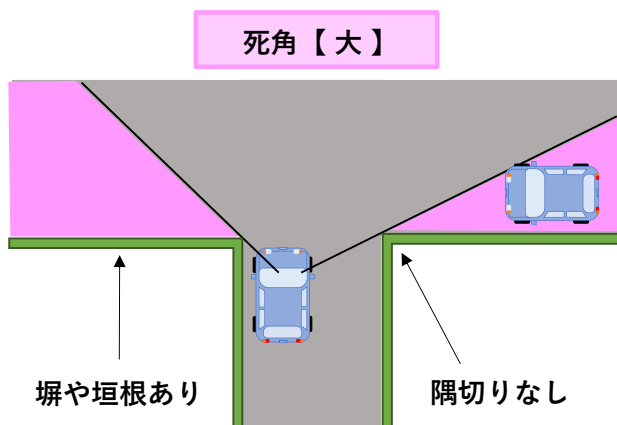


④ 歩道があり、一時停止や徐行して歩道部分へ進入することで、見通しが確保できる場合

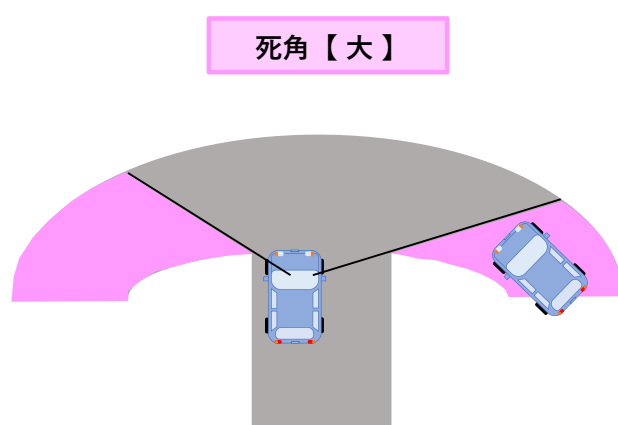


設置できると判断する場合 (○)

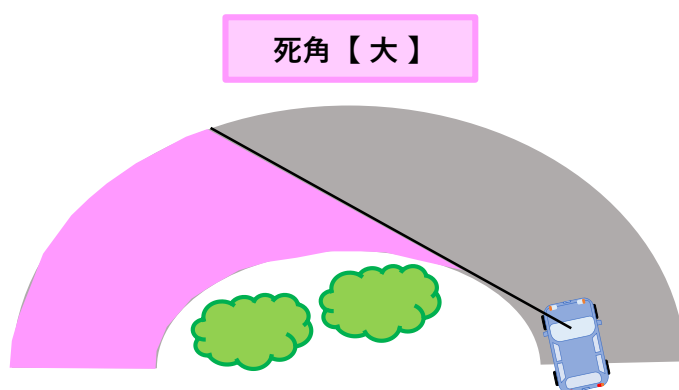
① 民地境界内の塀や垣根などにより、見通しが確保できない場合



② 内側へカーブしており、見通しが確保できない場合



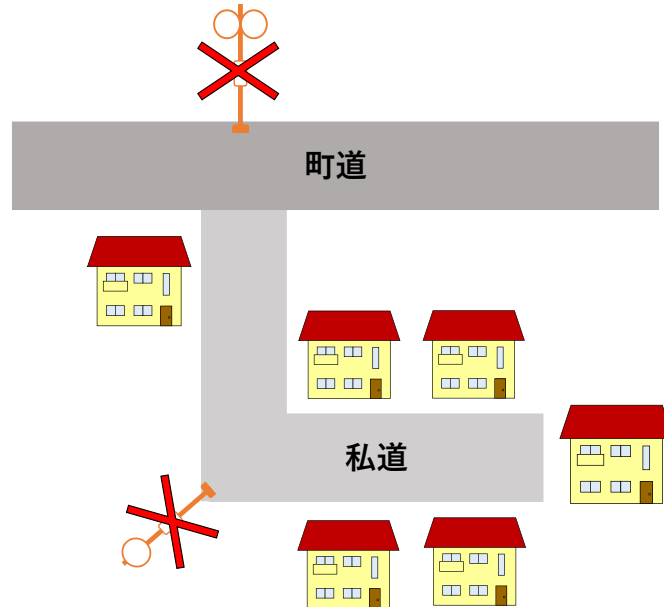
③ 急カーブにより、見通しが確保できない場合



(2) カーブミラーを設置しない場所

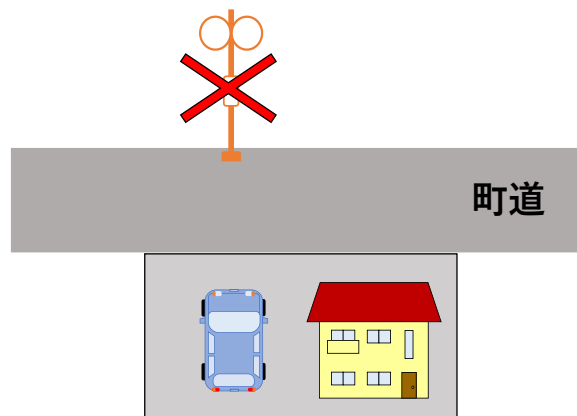
① 私道と町道の交差点および私道内

公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、原則、設置しません。



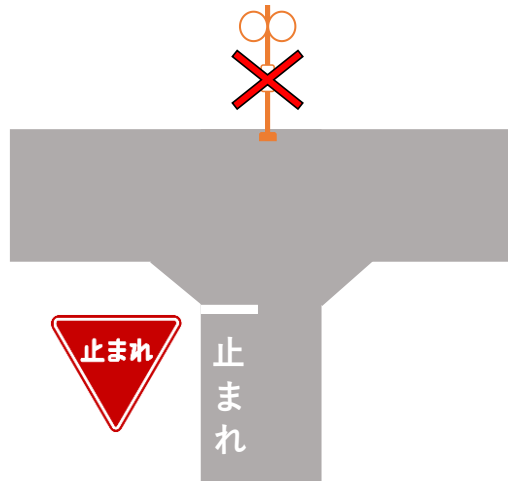
② 個人宅や事業所、施設等の駐車場の出入口付近

公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、原則、設置しません。



③ 「止まれ」や「徐行」等の道路交通法により規制がある交差点

カーブミラーを設置することにより、一時停止や徐行義務を怠り、設置する以前より重大事故の発生が危惧されることから、原則、設置しません。ただし、極めて見通しの悪い箇所においては、カーブミラーを設置する場合がありますが、その箇所において一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合、速やかにカーブミラーを撤去します。



④ 駐車場にある自動車等が原因で見通しが悪い場所

見通しの悪い時間が一時的なため、設置しません。

4. カーブミラー設置に関する流れについて

以上のことについてご理解いただき、お住まいの自治会を通して担当課（地域安全課）までご要望ください。

自治会より設置要望があった場合、現地調査を行い、本設置基準に基づき、カーブミラー設置の適否を決定し、自治会長に設置有無について報告いたします。

5. 維持管理

4の要望に基づき設置したカーブミラーの維持管理（経年劣化や自然災害による損傷等の管理を行うことをいう。）は、町で負担いたしますが、故意または過失によりカーブミラーに損傷が生じた場合、修繕にかかる費用は、原因者ですべて負担していただきます。